

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和8年2月3日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡辺義郎

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,938人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

337,112人

3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	44,108人	熱田区	18,384人
東区	23,444人	中川区	59,287人
北区	45,001人	港区	37,401人
西区	41,599人	南区	36,097人
中村区	38,709人	守山区	47,462人
中区	27,983人	緑区	67,282人
昭和区	28,872人	名東区	43,396人
瑞穂区	30,012人	天白区	43,268人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

316,150人

名古屋市選挙管理委員会事務局